

# 第3回門真市上下水道事業 経営審議会【資料1】

水道事業の経営について  
令和7年10月22日

# 地方公営企業の特徴（その1）



門真市第2次水道事業ビジョン 第6章掲載予定

## 地方公営企業について

- 門真市水道事業は、地方公営企業として位置付けられています。
- 地方公営企業は、都道府県や市町村などの地方公共団体が地域住民の福祉の増進を目的として事業を経営する企業体のことをいい、地方公営企業法で規定されています。
- 地方公営企業の主な種類としては、以下のとおりです。地方公営企業法においては、財務、組織、職員の身分に関すること等が規定されていますが、種類によって法の適用範囲が異なります。
- 門真市の地方公営企業は、水道事業と公共下水道事業があり、どちらも法の全部を適用しています。

種類	該当する主な事業
当然適用（地方公営企業法の全部を当然に適用する）	<b>水道事業</b> 、鉄道事業、ガス事業
一部適用（財務に関する事項は当然に適用；全部適用も可）	病院事業
任意適用（条例で全部又は財務に関する事項のみ適用する）	<b>下水道事業</b> 、市場事業、観光事業

# 地方公営企業の特徴（その2）

## 地方公営企業の運営について

- 地方公営企業の経営に要する経費は、税金ではなく、経営に伴う収入（料金）をもって充てる**独立採算制**が原則とされます（公共の消防のための消火栓に関する費用等は、例外として一般会計から繰り出します）。
- 地方公営企業は、**常に企業の経済性を發揮する**とともに、その本来の目的である**公共の福祉を増進する**ように運営されなければなりません（経営の基本原則）。
- 経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために**独自の権限を有する管理者を設置**しています（門真市では、市長が管理者の権限を担っています）。
- 地方公営企業では事業ごとに特別会計（公営企業会計）を設置しています。公営企業会計では**発生主義会計、複式簿記を採用**しています（民間企業と同様）。



## ● 水道料金のあり方

- ・ 水道事業の収入の主なものは水道料金です。
- ・ 水道料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければなりません。
- ・ 将来にわたり水道事業を持続可能なものとするため、中長期的な見通しに基づいて水道料金を設定します。
- ・ 水道法第1条の目的規定においては、豊富低廉な水の供給がうたわれています。

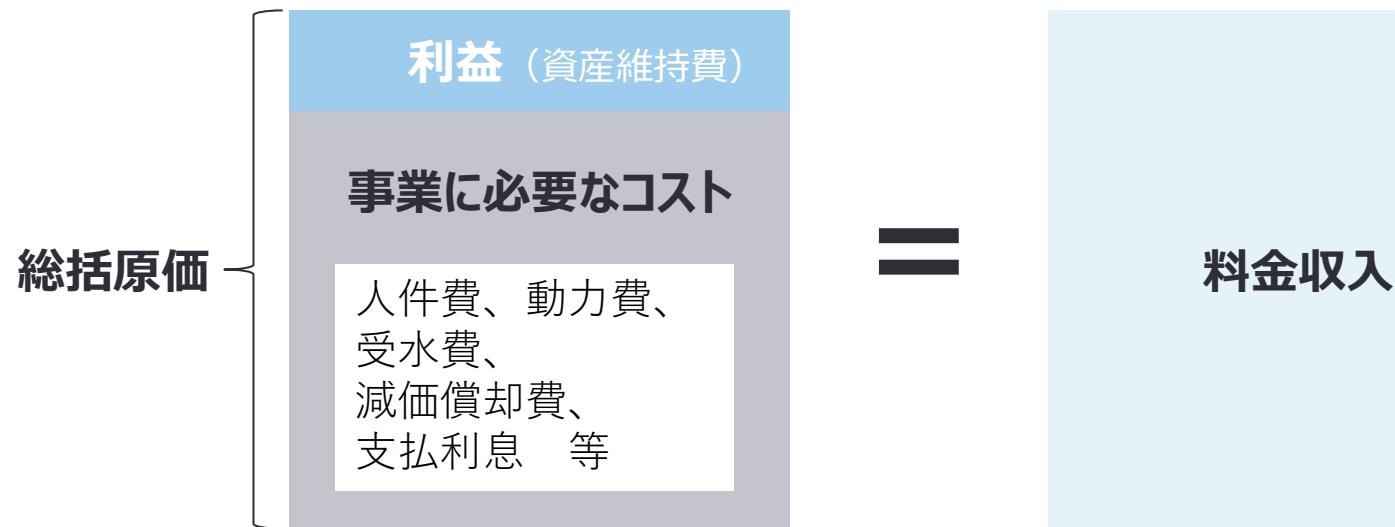
## ● 水道料金改定における留意事項

- ・ 水道料金は議会の議決を経て**条例で定めなければなりません。**
- ・ **独立採算性**を採用しなければなりません。

# 水道料金算定の仕組み（その2）

## ● 総括原価方式により算定された水道料金

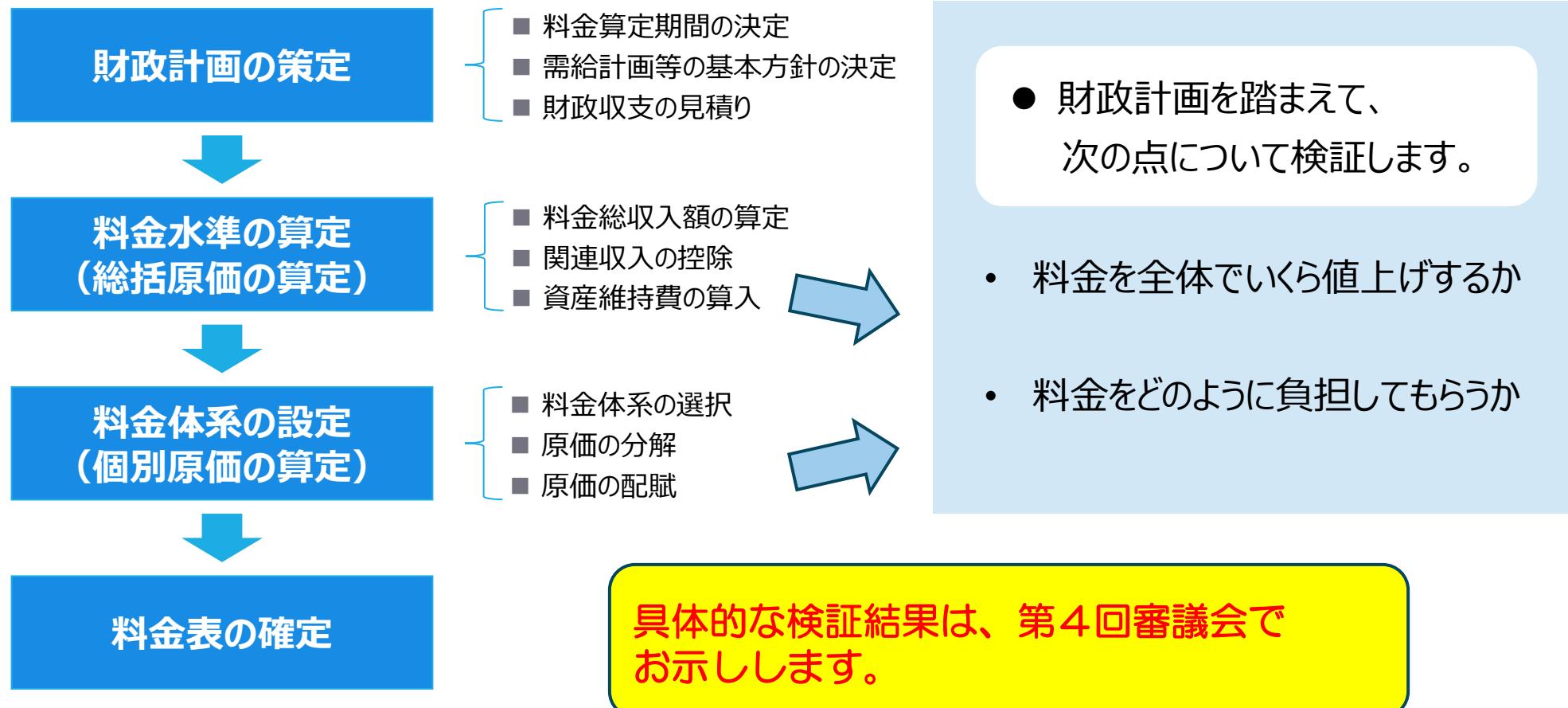
総括原価方式：事業の継続に必要なコストを積み上げ、利益を上乗せして料金を決定する方法



総括原価主義	資産維持費の計上	定期的な検証及び見直し	住民への公表
水道事業の持続性確保のための取組も含めて提供されるサービスの内容を見込んだ <b>総括原価に基づき料金が設定される</b> ことが必要である。	持続可能な水道を保つための料金原価とするため、将来の施設更新に必要な財源として <b>資産維持費が計上されること</b> について周知徹底を図るべきである。	将来の更新需要等を考慮した水道料金の設定について、水道事業者には主体的に <b>定期的（3～5年）な検証及び必要に応じた見直しを行う</b> ことが求められる。	中長期的な更新需要と財政収支の見通しの試算を行った場合は、 <b>住民等に対してわかりやすい形で公表</b> するよう努めなければならない。

# 水道料金算定の仕組み（その3）

## 料金算定のプロセス



出典：水道料金改定業務の手引き（日本水道協会）

# 現行の水道料金について（その1）

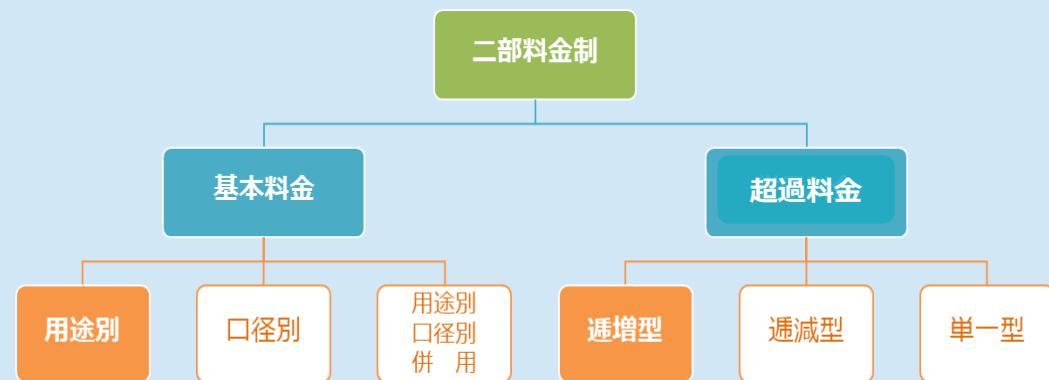


門真市第2次水道事業ビジョン 第6章掲載予定

## 1. 門真市の現行の料金体系

- 基本料金と超過料金(基本料金を超えた分の料金)から構成される二部料金制を採用しています。
  - ・ 基本料金
    - ・ 用途別（一般用、湯屋用、臨時用、観賞用）に基本水量制を採用
    - ・ 一般用の場合、月10 m<sup>3</sup>まで 月額 896円（消費税抜）
  - ・ 超過料金
    - ・ 従量制（使用量に応じた料金）
    - ・ 遅増制（使用量が多いほど料金単価が高くなる）

### 【水道料金体系イメージ】



# 現行の水道料金について（その2）

## 門真市 現行料金表（1か月分）※消費税抜

### 【一般用】

基本水量 (単位 : m <sup>3</sup> )	基本料金	超過水量 (単位 : m <sup>3</sup> )	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)
0～10まで	896円	11～20	158円
		21～30	208円
		31～40	239円
		41～50	270円
		51～100	296円
		101～200	341円
		201～500	379円
		501～1,000	384円
		1,001～5,000	384円
		5,001～10,000	384円
		10,001～	384円

### 【湯屋用・臨時用・観賞用】

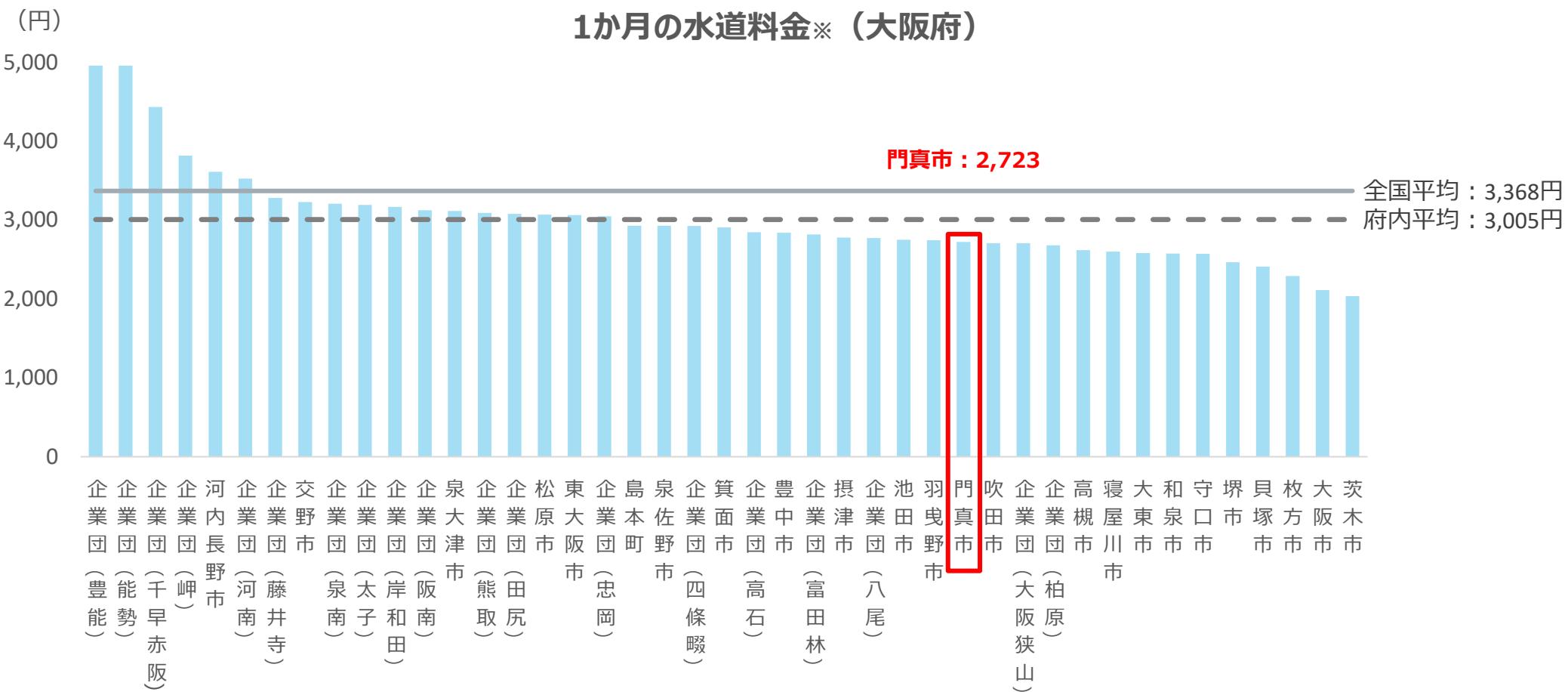
用途	基本水量	基本料金	超過水量 (単位 : m <sup>3</sup> )	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)
湯屋用	400m <sup>3</sup> まで	32,074円	401～	110円
臨時用	5m <sup>3</sup> まで	3,900円	6～	670円
観賞用	5m <sup>3</sup> まで	5,000円	6～	950円

用途別 : 利用者の使用目的により区分した料金設定  
基本料金 : 全ての利用者に共通して負担いただく料金  
遙増制 : 使用水量の増加に伴い料金単価が遙増する料金体系

## 現行の水道料金について（その3）

## 2. 大阪府内の水道料金比較

- 令和3（2021）年1月の水道料金引き下げもあり、本市の水道料金は府内平均よりも低い水準にあります。



※ 13mm口径の1か月20m<sup>3</sup>あたり家庭料金（令和7年10月）

全国平均は令和5年度（令和7年度 全国水道主管課長会議（国十交通省））



## これまでの経営改善に関する取組み

### 人材育成施策

- 研修等を活用した技術習得促進により、水道事業を運営するのに必要な人材育成を実施してきました。

### 民間企業への業務委託の推進

- 効率的な事業運営と給水サービス向上のため、業務の委託化を推進してきました（修繕・維持管理業務、料金収納業務、施設運転管理業務等）。

### 近隣水道事業者等との広域化・業務共同化

- 近隣水道事業者等との共同水質検査などの業務共同化、大阪広域水道企業団との統合に関する検討を行っています。

### 毎年度の経営状況の分析

- 毎年度、経常収支比率や料金回収率をはじめとする経営状況を分析しています。



### 経営目標の設定目的

- 健全な経営が行われていることについて、目標水準の達成状況により評価するため
- 設備投資と財源の最適化をはかり、資金残高や企業債残高等とのバランスを考慮した料金水準の検討を可能とするため
- 健全な経営や設備投資と財源の最適化により、利用者に必要なサービスを維持するため

### 経営目標の設定について

- 現行の「門真市水道事業ビジョン（改定版）」においては、計画期間における各指標の推計値を示していますが、経営面における目標は設定していません。これからも健全な事業運営を継続して行うため、経営目標を設定します。
- 経営目標を設定して、その内容や達成状況を記載します。  
料金改定がある場合には必要性や根拠を含めて利用者に理解いただけるように記載します。
- 以下の項目を踏まえて設定します。（「経営戦略策定・改定マニュアル」（総務省））
  - ・ 住民サービスを維持するために必要な目標を設定
  - ・ 収益性を把握するための指標と、経営の健全性を把握するための指標を、バランスよく組み合わせることが重要

# 門真市第2次水道事業ビジョンの経営目標について（その2）

## 経営目標（案） 目標水準を踏まえて、水道料金水準の検証を実施します。

項目	目標水準	R6年度 実績	類似団体 実績（※）	項目の説明（上段） 設定の趣旨（下段）
経常収支比率	100%以上	112.3%	110.2%	<ul style="list-style-type: none"> <li>費用に対する収益の割合など収益性を把握するための指標</li> <li>100%以上の場合は、単年度の収支が黒字であることを意味する。</li> </ul>
料金回収率	100%以上	106.7%	100.7%	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水原価に対する供給単価の割合など収益性を把握するための指標</li> <li>100%以上の場合は、給水事業に必要な原価を料金収入で賄っていることを意味する。</li> </ul>
資金残高	18億円以上	21億円	27億円	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々の支払いや企業債の償還など、事業運営に必要な運転資金</li> <li>災害発生で事業収入が途絶えた場合でも1か月間は事業運営が継続できる金額に、その他支払への対応額を加算して算定。</li> </ul>
企業債残高対 給水収益比率	350%以下	128%	113%	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水収益に対する企業債残高の割合を示し、経営の健全性を把握するための指標</li> <li>一般会計で類似した指標である「将来負担比率」において、「早期健全化団体」に位置づけられる水準</li> </ul>

※市営・末端給水事業・給水人口10万人以上15万人未満、家庭用有収水量80%以上、水源を受水を主とするもの（数値は令和5年度実績）